

平成30年度決算 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 81,565千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(総額) 1,010,816千円

(単位:千円)

区分	事業	平成30年度 決算額	財源区分				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地方 消費税交付 金	その他
社会福祉	社会福祉総務費	73,381	40,826			4,549	28,006
	高齢者福祉費	29,444	388		4,364	3,450	21,242
	障害者福祉費	251,604	177,353			10,375	63,876
	児童福祉費	169,573	133,331		1,821	4,810	29,611
	小計	524,002	351,898	0	6,185	23,184	142,735
社会保険	国民健康保険経費	63,022	38,885			3,373	20,764
	介護保険経費	170,634				23,843	146,791
	後期高齢者医療経費	167,539	24,350			20,008	123,181
	小計	401,195	63,235	0	0	47,224	290,736
保健衛生	保健衛生総務費	39,721			50	5,543	34,128
	予防経費	45,898	279		5,441	5,614	34,564
	小計	85,619	279	0	5,491	11,157	68,692
合計		1,010,816	415,412	0	11,676	81,565	502,163